

3 1 2 取扱機関相互間の証券の送付

* 事務集中センター等と代理店との間で記名国債証券交付事務に伴い証券（見本証券（印鑑票等毎配付分）を含む。）を送付する場合には、3 1 2に準じて、自行庫所定の方法により取扱う。

* 見本証券（印鑑票等毎配付分）を授受するときは、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）もこの項における「証券」として取扱う。

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）の授受については、3 2 5・交付取扱店の変更、3 3 2・発行取消、4 2 1・元利金支払場所変更の請求、4 2 9・同時請求の取扱い参照

①送付するとき

○ 証券・請求書などにより、国債証券類送付書を作成する。

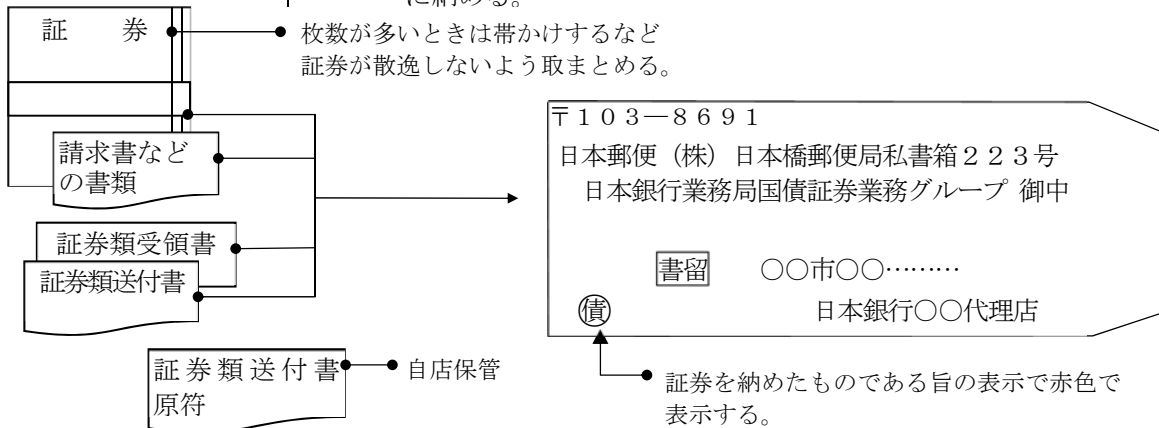
* 国債証券類送付書原符および国債証券類受領書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、国債証券類送付書との3枚複写となっている。）。

* なお、証券と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときは、当該証券とは別葉に当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の国債証券類送付書を作成する。

○ 証券・請求書などの書類・証券類送付書を、次のとおり一括して封筒に納め、書留郵便（一般書留）など確実な方法により送付する。

● 3 1 2において確実な方法とは、送付物の現在地等の追跡機能（中継地点の追跡を省略するものを除く。）があり、かつ、送付物が送付先に手渡しされる方法（送付物の内容（個人情報・有価証券等）を踏まえ、当該送付物の取扱いが可能な方法に限る）をいう。

* なお、証券と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときは、当該証券等と一緒に当該見本証券（印鑑票等毎配付分）および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の国債証券類送付書も同一封筒に納める。



- 送付先から証券類受領書の送付を受けたときは
 - 受入店が受領日付を表示していることを確認する。
 - 証券類送付書原符に添付して保管(保管期間1年)する。
 - * なお、証券と一緒に見本証券(印鑑票毎配付分)を送付したときは、当該証券および当該見本証券(印鑑票等毎配付分)のそれぞれについて証券類受領書の送付を受ける。
 - * 証券を送付した後、郵便の往復所要日数を経過しても証券類受領書の返送がないときは、電話など適宜の方法により、送付先に証券が到着していることを確かめ、証券類受領書の送付を受ける。

- ① 自店名を記載する。
- ② 事務内容ごとに、それぞれの事務手順に示してある「あて先」を記載する。
- ③ 送付事由を記載する。
 - 必要により記名者氏名をカッコ書きする。
- ④ 国債名称は略称で記載してよい。
 - ⇒ 120参照・用語の解説・略称
- ⑤ 記号・番号の記載を要しない。
- ⑥ 証券についている利賦札の枚数に関係なく、証券1枚として額面金額を記載する。
- ⑦ 添付書類を同封するときに記載する（「記名国債証券の印鑑票等」の枚数は、印鑑票・氏名等届出書の枚数とする。）
- ⑧ 証券と一緒に封筒に納めて送付する。
 - 送付先から証券類受領書の送付を受けたときは、証券類送付書原符に添付して保管（保管期間1年）する。
- ⑨ 受入店が受領日付を表示する。
 - * 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときも同様に取扱う。ただし、この場合、「国債名称」欄には「見本証券（国債名称<略称でよい>）」と記載する。また、記号・番号のほか券面種類・金額の記載も要しない。
 - * なお、証券と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときは、当該証券とは別葉に当該見本証券の国債証券類送付書原符・国債証券類送付書・国債証券類受領書を作成する。

②送付を受けたとき

○ 次のことを確かめ、証券は記名者への交付などがあるまで自店において保管する。

⇒ 144参照・証券の整理保管

- 証券が自店あてに送付されてきたものであるか
- 証券が証券類送付書などに記載の国債名称・枚数・券面種類（額面金額）・金額（合計額面金額）と一致しているか

⇒ 印鑑票・氏名等届出書が同封されているとき・313②参照

* 見本証券・氏名等届出書（印鑑票毎配付分）の送付を受けたときは、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかる券面種類（額面金額）・金額（合計額面金額）との一致の確認を要しない。



⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受け、上述の確認を行った後の取扱いについては、313②参照

* 証券と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、当該証券および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）のそれぞれについて証券類送付書の送付を受ける。

○ 証券類受領書に受領日付を表示したうえ、速やかに証券の送付元へ送付する。

* 証券と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、当該証券および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）のそれぞれについて証券類受領書を送付元へ送付する。

証券類送付書の記載例2— 新規発行証券が業務局から送付されたとき

| 国債証券類送付書 (日付) 平成19年10月10日 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|------------|--|------|------|----|---------|--------------|---------|---|------------|--|--|--|
| 仕出 日本銀行業務局 | 店印  | | | | | | | | | | | | | | |
| あて先 日本銀行〇〇代理店 | 御中 | | | | | | | | | | | | | | |
| | No. 101 | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">摘要 (送付事由等)</th> <th colspan="3">交付のため</th> </tr> <tr> <th>国債名称</th> <th>券面種類</th> <th>枚数</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> <tr> <td>第四回特別弔慰金国庫債券</td> <td>300 千円券</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">① 1,800</td> </tr> </table> | 摘要 (送付事由等) | 交付のため | | | 国債名称 | 券面種類 | 枚数 | 金額 (千円) | 第四回特別弔慰金国庫債券 | 300 千円券 | 6 | ① 1,800 | | | |
| 摘要 (送付事由等) | 交付のため | | | | | | | | | | | | | | |
| 国債名称 | 券面種類 | 枚数 | 金額 (千円) | | | | | | | | | | | | |
| 第四回特別弔慰金国庫債券 | 300 千円券 | 6 | ① 1,800 | | | | | | | | | | | | |
| ② 19.10.17 ③ — — — — — この線で切り取り受領書を返送して下さい — — — — — | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国債証券類受領書 (送付書日付) 平成19年10月10日 (日付) 19.10.17 ← | | | | | | | | | | | | | | | |
| あて先 日本銀行業務局 (国債証券業務担当) 御中 | 店印  | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕出 日本銀行〇〇代理店 | 御中 | | | | | | | | | | | | | | |
| | No. 101 | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">摘要 (送付事由等)</th> <th colspan="3">交付のため</th> </tr> <tr> <th>国債名称</th> <th>券面種類</th> <th>枚数</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> <tr> <td>第四回特別弔慰金国庫債券</td> <td>300 千円券</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">1,800</td> </tr> </table> | 摘要 (送付事由等) | 交付のため | | | 国債名称 | 券面種類 | 枚数 | 金額 (千円) | 第四回特別弔慰金国庫債券 | 300 千円券 | 6 | 1,800 | | | |
| 摘要 (送付事由等) | 交付のため | | | | | | | | | | | | | | |
| 国債名称 | 券面種類 | 枚数 | 金額 (千円) | | | | | | | | | | | | |
| 第四回特別弔慰金国庫債券 | 300 千円券 | 6 | 1,800 | | | | | | | | | | | | |

受領日付を表示したうえ、送付元へ送付する。

押印は要しない。

- ① 金額欄は千円単位で記載されている。
- ② 証券の受入日付を表示しておくことよい。
⇒ 327参照・交付事務の月分取まとめ
- ③ 受領書を返送するときは切取る。
 - 新規発行証券として見本証券 (印鑑票等毎配付分) を見本証券とする国庫債券の送付を業務局から受けたときは、証券等と一緒に見本証券 (印鑑票等毎配付分) も送付される。この場合、当該証券および当該見本証券のそれぞれについて国債証券類送付書・国債証券類受領書が送付される。
⇒ 320参照・新規発行証券の交付

● 国債証券類送付書は、交付事務の月分取まとめ手続き完了後随時廃棄